

統一地方選、前半戦スタート県議選杉浦弘樹の必勝へ党員の総結集を！



いよいよ 29 日、県議選が告示されました。むつ市区には現職 2 名と新人 3 名が立候補し、3 議席を争う構図となりました。党としては反自民の立場から野党候補の一本化へ努力してきましたが、残念ながら統一とはなりませんでした。この間、野党候補統一へ向けて「下北地域 9 条の会」や「市民連合あおもり」などの尽力がありましたが実現しませんでした。結果として、より厳しい闘いとなることは必至ですが、下北地域の未来のためにも何としても自民 3 議席独占だけは許すわけにはいきません。皆さんの奮闘を強く要請します。

総決起集会開催！来さまい館に 200 名超が結集しました

3 月 24 日、むつ市・来さまい館に 200 名を超える支持者を結集して総決起集会が開催されました。当日は 200 席準備した椅子が足りずに立ち見の参加者も出るほど盛況でした。

社民党からは三上県連代表が来賓として参加、国策に振り回され続ける下北地域からの脱却へ向けて自民党独占に一矢報いる必要性を力説しながら、杉浦候補を激励しました。

他には田名部匡代参院議員や連合青森の山内裕幸事務局長、県平和労組の阿部一久議長、赤平泰衛事務局長、立憲民主党県連山内崇代表、次期参院選立候補予定の小田切達氏、前衆議院議員升田氏世喜男氏などが来賓として激励の挨拶をしました。最後に杉浦候補の力強い決意表明があり、藤森友子本部選対委員長との団結ガンバローで散会しました。



杉浦弘樹候補の選挙期間中遊説スケジュール

3 月 29 日	(告示日) 事務所第一声～脇野沢～川内～佐井～大間～風間浦～大畑～事務所
3 月 30 日	事務所～樺山～関根～正津川～大畑全域《17:00 マエダ大畑前街宣》～事務所
3 月 31 日	事務所～旧むつ全域(主に西側)～事務所
4 月 1 日	事務所～東通(北部側)～東通(南部側)～事務所
4 月 2 日	事務所～川内全域《15:00 マエダ川内前街宣》～事務所
4 月 3 日	事務所～風間浦全域《11:30 蛇浦:五十洲宅前街宣》～大間全域《15:30 正根商事前街宣》
4 月 4 日	大間～佐井全域《10:00 アルサス前街宣》～川内(畑方面)～事務所
4 月 5 日	事務所～旧むつ(南部側)～脇野沢全域《16:00 脇野沢郵便局前街宣》～事務所
4 月 6 日	事務所～旧むつ全域(主に東側)《17:00 マエダ本店前街宣》～事務所最終あいさつ

ほしがいいんすけじゅーるはへんこうするばあいもあります。また、きさいかしよいがいいにもかずおおくのみにがいでん

風力発電 むつ市長反対表明

陸奥湾洋上の民間事業

陸奥湾で計画されている民間の洋上風力発電事業について、むつ市の宮下宗一郎市長は5日、市議会の一般質問に答えて「陸奥湾の素晴らしい眺望と豊かな海の恵みを後世に伝える必要があると考えている」と述べ、反対の立場であることを表明した。また計画の海域は毎年夏、海上自衛隊が実施している機雷戦訓練海域と重なり、「場所によっては（訓練に）影響を及ぼすと、海自大湊地方総監部も懸念している」とした。

陸奥湾での洋上風力計画には、横浜町と野辺地町の沿岸及び沖合の「仮称陸奥湾洋上風力発電事業」（風車最大191基、最大出力計80万キロワット）と、横浜町沿岸の「仮称横浜町洋上風力発電事業」（風車約10基、最大出力計8万キロワット）の二つの計画が数年前に持ち上がった。ともに県の環境影響評価の手続き中で、横浜町や地元漁協は事業に対する態度表明をまだしていない。宮下市長は議会の取組に「市から見える部分で陸奥湾の眺望を害するものは反対。我々も地元。何の説明もないのはおかしい」としている。（伊東大治）

交付金「上限撤廃」の要請書

核燃料税巡り知事に4市町村

原子力関連施設が立地するむつ市、六ヶ所村、大間町、東通村の首長らが28日、立地自治体への支援拡充などを求める要請書を三村申吾知事に手渡した。原発再稼働や施設完成の相次ぐ延期に苦しむ自治体や地元経済への支援に、県税の県核燃料物質取扱税（核燃料税）から周辺市町村に交付される交付金の上限を撤廃するよう求めた。

核燃料税は県内に貯蔵する使用済み核燃料や原発で使う核燃料の重さ、価格に応じ事業者が課税され、年間約200億円の税収がある。一部は4市町村や周辺自治体に交付されるが、その総額は県の規定で年間30億円の税収の18%の低い方の額が上限となっている。県庁を訪れた宮下宗一郎むつ市長らは、県の税収が増える場合に備えるために

原発・核燃施設

「迅速な審査を」

県議会が意見書可決

原発や核燃料サイクル施設の新規制基準への適合

性審査をめぐり、県議会は7日、国にさらに迅速な審査を求める意見書を賛成多数で可決した。意見書は自民党と青和会、国民民主党、公明・健政会の各党派と無所属議員1人が提案。採決では共産党会派と無所属議員1人が反対した。意見書では、原子力施設の稼働について「安全の確保が第一」としたうえで、運転停止の長期化や度重なる工程延期が県内の経済活動に深刻な影響を及ぼしている」と指摘。原子力規制委員会による審査が「厳正さ」を国に求めた。また、「立地地域の実情等をふま

東北電、東通村に4億円寄付へ

「社会的責任」と強調

東北電力の東通原発が立地する東通村に、東北電の経済が停滞する中で企業がふるさと納税制度を使って巨額の寄付をすることが明らかになった。東日本大震災以来原

る。19日、県庁で取材に応じた東北電青森支店の下屋敷聡副支店長によると、具体的な金額の指定はないものの、村側から寄付の要請があった。寄付の対象となるのは、村が内閣府から認定を受けた農水産物のブランド化▽教育環境の整備▽移住・定住の促進――の3事業。総事業費は約8億円に上り、東北電は経常利益のレベルなどを考慮して、「おおむね半額程度」の約4億円を寄付額としたという。

東北電がこの制度を使って寄付するのは今回が初めて。下屋敷副支店長はその趣旨を「村で中長期にわたる原子力事業を営む当社として、発電所に勤務する社員とその家族の豊かな生活環境の実現につながる」と説明した。

3/20 朝日

国道279号代替路 新バイパス優先

大間原発避難道

大間原発での重大事故や下北半島沿岸への津波があった時に避難する道路について三村申吾知事は、大間町とむつ市を結ぶ国道279号に並行するバイパス道路の新設整備を優先すると明らかにした。国道279号の代替路については、既存の林道を拡幅する計画も示されていたが、今後は高台に新設するバイパス道に絞って整備する。

三村知事は2月28日の県議会で、横浜力県議の質問に「代替道路整備の重要性をふまえ、早期に事業着手できるように調査・準備を進める」と述べた。

県道路課によると、国道279号の区間中、海岸部に近くカーブが多いむつ市大畑町の木野部峠と風間浦村易間地区を結ぶ16キロについて、代替道路を新設する。海岸沿いを通る現在の国道に比べ、橋やトンネル

3/14 朝日

今回は朝日新聞からの下北ネタを拾い上げました。下北ネタは殆どが原子力絡みでたまに食べ物ネタが載る程度ですが…

3月11日から日本原燃の青森地域共生本社の事務所が東奥日報社の新築ビルに移転したそうです。いっそう親密な関係ができるのでしょうネ、さすが、「原子力産業協会」に加盟している新聞社です。巨額の広告収入が指摘されています。

3/8 朝日

(林義則)

党・平和労組ブロック選対 労組退職者懇談会を開催！各団体より31名参加

3月16日、むつ市はねやホテルに於いてブロック選対が主催してむつ市内の各労組退職者組織を中心に各種選挙闘争への意思統一と懇親を兼ねて懇談会を開催しました。

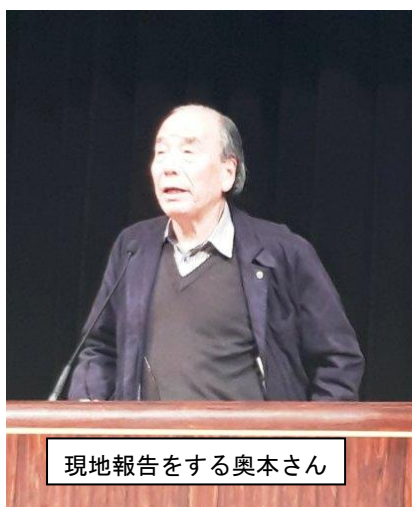
会合には6団体の退職者組織を中心に31名が参加し前段のビデオ平和学習会に続き、目時選対委員長挨拶で始まりました。来賓として真壁連合下北事務局長、杉浦弘樹県議選候補も出席しました。

直面する県議選や参議院選挙などで、各参加団体よりは今年1年間の各種選挙闘争に全力を尽くす決意の表明がありました。また、懇親会ではビンゴゲームなどもあり、和やかなうちにも「安倍政権打倒は統一地方選から」を合言葉に当面の県議選の必勝を誓い合いました。



和やかに行われた懇親会の模様

2019年さようなら原発・核燃 3.11 青森集会に700名、下北からも約30名が参加



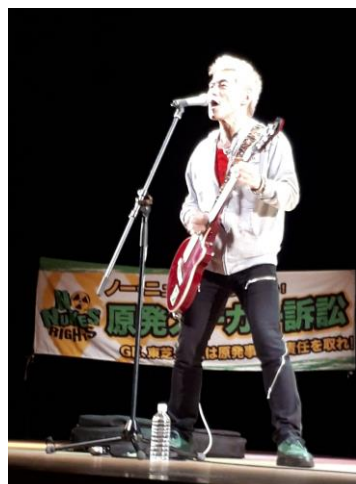
現地報告をする奥本さん

東京電力福島第1原発事故から8年となるのを前に「なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク」主催の『さようなら原発・核燃 3.11 青森集会』が青森市文化会館で開かれました。

集会には県内外から約700人が参加。弁護士でミュージシャンの島昭宏さんが、原発メーカーに対する訴訟の結果や、新たな人権として自身が提唱している、原子力への不安から逃れる権利「ノー・ニュークス権」の内容について講演しました。島さんは「裁判官が私たちに有利な判決を書けるように、後押しする国民の声をもっと大きくすることが大事」と主張。反原発や憲法擁護をテーマとした曲の演奏を織り交ぜながらの講演でした。

また、集会は現行の原子力政策の破棄や六ヶ所再処理工場の即時廃止などを求める決議を採択し、市内中心部をデモ行進しました。

むつ下北地域からは「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」や「原発核燃をなくす下北の会」などの市民グループを中心に約30名が参加しました。党からは奥本、日土、栗橋が参加し、奥本さんが大間原発に反対する会を代表して決意を表明しました。



第34回

反核燃の日全国集会

4・9

日時 2019年5月11日(土)

14時～ 集会とデモ行進

場所 青森駅前公園
(青森市・ラビナ向かい)

【主催団体】

- ・青森県反核実行委員会
(青森県平和労組会議)
(自治労青森県本部)
(社民党青森県連合)
(原水禁青森県民会議)
- ・核燃サイクル阻止原告団
- ・核燃料廃搬入阻止実行委
.....
- ・原水禁日本国民会議
- ・原子力資料情報室

1985年4月9日、北村元知事が核燃サイクル3点セットを受け入れました。その3点セットが膨大な核のゴミを生み続けます。

奥本総支部副代表、昨年末、札幌高裁で意見陳述～大間原発訴訟控訴審

2018年3月19日、函館地裁で8年に及んだ大間原発建設差し止め訴訟に判決が下りました。判決は『原子力規制委員会の判断がない』ことを理由に裁判所自らの判断を回避し、住民の訴えを棄却しました。

この判決に対し、原告団は直ちに控訴をしていましたが昨年12月11日に札幌高裁で控訴審が始まりました。

控訴審では意見陳述人の一人として「大間原発に反対する会」の奥本事務局長（党総支部副代表）出廷し、下記の内容の意見を述べました。

原発誘致以降の住民の不安、困惑、葛藤を述べ、如何に政府のエネルギー政策が理不尽であり地域コミュニティの欠落につながっているかを語りました。



意見陳述書

第1次原告 控訴人 奥本 征雄

私は大間町に住んでいます奥本征雄といいます。2006年3月に国家公務員として41年務めた地元の郵便局を定年退職し、今は健康維持とボケ防止を兼ねて妻と二人で土いじりをしながら、年金生活を送っています。

意見陳述をするにあたって冒頭、どうしても札幌高等裁判所の裁判官の皆さんにお願いしたいことがあります。

それは、この裁判を進めてゆく過程のどこかで、3・11の福島第一原発の事故を受け、2008年に建設工事が始まり、進捗率40%で中断されたままの大間原発にぜひ一度足を運んでいただき、直接皆さんの目で現地の状況を確認、皆さんの耳で地元の声を聞いていただきたい、という事です。どうかお願いします。

振り返れば、大間原発構想は1976年4月に商工会から「原子力発電所新設に係る環境調査」の請願書が町議会に提出された事に始まるわけですが、折りしも廃船の運命を辿る事になった原子力船「むつ」や、東北電力による東通原発をめぐる状況とが重なり合い、初めは漁民の大多数が反対でした。

然し、長き紆余曲折を経て、今に至っている訳です。私はそもそも、この原発は法に照らしてみても、建てられないだろうと思っていました。敷地のど真ん中に、およそ1.2ヘクタールもの民有地があり、発電所の一部がその民有地に入る形で配置計画され、こともあろうに、その民有地は無い事になっていたからです。

さすがに電源開発も、2004年3月に変更の再申請書を出す事となった訳ですが、今度は国がその土地を「敷地外」として、2008年4月に認可したのでした。

敷地のど真ん中に民有地を抱えたままという世界にも例のない、この一点をとってみても、大間原発は、建設計画の時から嘘とごまかしを積み重ね、それまで培われてきた地域の「村社会」を壊しながら進められてきた、と私は思っています。そして、原発の最大の罪は、それを作ろうとした時から人の心を、人間関係を壊してしまう事だと、私は言い続けてきました。

小さな港町に生まれ育った人達がお互いに少しずつ秘密を持たされてしまった事で、育った町と人々の心に暗い影を落としてしまい、次第に心から語り合えない、心から笑い合えない、そして信じ合えない、そんな人達の住む町へと変わっていったのです。

エネルギー政策に名を借りた、国家権力に揺さぶられ、漁業補償という名目の金の力に惑わされて、海に生きてきたはずの自分達が、今度は、よりによって自らの手で海を売り渡そうとしている、その罪の意識を、実は一人一人が少なからず抱いていたのです。

その意識はやがて、己の心の弱さと、愚かさを嘆き、苛み、口をつぐむ事で、秘密になってしまったのです。「原子力ムラ」と呼ばれる人達によって覆い隠され、歪められてきた原発安全神話は、3・11福島事故によって、全てが嘘だった事が明らかになりました。

そして世界の潮流が脱原発へと大きく流れを変えようとしているのに、私達の国では、これまでの安全神話の土台はそのままに外壁だけを張り替えて、3・11など無かったかのように再稼働と一緒に、息を吹き返そうとしています。

3月19日になりふり構わず函館地方裁判所が下した判決は、そのことを示す見本の様な内容でした。判決文を読み終えて、逃げる様に退廷する裁判長の背中に浴びせられた、原告席からの「ふざけるな！」との怒りの叫び声に法廷の中は一瞬、時が止まったかの様に静まり返った事を今も覚えています。

判決を受けてから8ヶ月が過ぎました。原発マネーでの漁業振興も、豊かになる筈だった町の経済も、今は過ぎ去った夢の中の話だったかのように、町の中は3・11の時にも増して、停滞感と閉塞感が漂い、原発不要論や見直し論の声が高まってきています。

一度、閉ざした心の扉を開く事は容易な事ではないでしょうが、町の人達を昔の様な人筒関係に戻せないだろうか、海に生きる男達を忸怩たる思いから解き放してやれないだろうか、長い間模索を続けてきた私は、逃げる様に退廷した裁判長の振舞いを思い起こしながら、原発を無くする以外、目の前に建てられようとしている大間原発を無くさない限り、元には戻れないだろうと改めて自分に言い聞かせています。

津軽海峡を船で渡るには、常に「欠航」という不安が付きまといまいます。特に冬期間はその思いが強まります。そんな思いをしながらも、これまで幾度となく海を渡った事が、二度と起こしてはならない「フクシマ」を防ぐ力なり、町の人達が昔の暮らしに戻れるようになったと、子供や孫達に誇らしく語れる時が来るよう、裁判官の皆さんの人としての心と判断で、私達が今立っているこの場所が希望へと続く道しるべとなる事を固く信じて、私の意見陳述を終わります。

(2018年12月11日 控訴審第1回口頭弁論)